

処 分 基 準

平成27年 4 月 1 日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第 9 条の 8 第 2 項
処 分 の 概 要	教習射撃場の指定の解除
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 4 第 1 項（教習射撃場の指定）、同第 9 条の 8 第 1 項（教習射撃場の指定の解除等）・第 2 項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第61条（教習射撃場の指定の解除）
処 分 基 準	教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	